

記者発表資料
平成24年5月1日
水産業振興課流通加工班
担当：小林・千葉 内線2931

宮城県水産物放射能対策連絡会議

放射性セシウム新基準に対応したヒガンフグの水揚自粛について

宮城県水産物放射能対策連絡会議において、基準値を超える水産物を市場に流通させないため、下記のとおり一部海域においてヒガンフグの水揚げを行わないことを決定しましたので、お知らせします。

記

1 ヒガンフグの水揚げ自粛について

- ① 対象海域 仙台湾北中部海域
(別添図面の③)
- ② 水揚自粛開始日 平成24年5月2日
- ③ 水揚げの自粛とその海域を決定した理由
 - ・ 4月25日に仙台湾北中部海域の浅海部で漁獲されたヒガンフグから95ベクレル/kgの値が検出されたこと。

2 その他の対応

自粛海域及び隣接海域においてヒガンフグの検査を強化する。

なお、ヒガンフグに関しては、平成24年4月20日付けで宮城県知事からの要請により、仙台湾南部海域(別添図面の④)における出荷が自粛されています。

※ 今回新たに自粛の対象となったのは別添図面③の海域です。この海域に係るヒガンフグの水揚自粛の解除は、2週間で最低3地点以上の検査を実施し、その検査結果が全て50ベクレル/kg未満の値の場合に解除となります(最短で5月15日)。

宮城県内の放射能検査海域の区分その1(海洋水産物)

① 沿岸北部海域(貝類含む)	15検体/週
② 沿岸中部海域(貝類含む)	15検体/週
③ 仙台湾北中部海域(貝類含む)	15検体/週
④ 仙台湾南部海域(貝類含む)	15検体/週
⑤ 金華山以北沖合海域	15検体/週
⑥ 金華山以南沖合海域	15検体/週
⑦ 太平洋沖合海域	5検体/週
計7海域	95検体/週

